

令和6年第6回堺市教育委員会議事録

開催日	令和6年4月22日(月曜)
場所	堺市役所 高層館 20階 第1特別会議室
会議種類	定例会
議案	報告第5号 堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正について 報告第6号 堺市教職員の人事評価に関する規則及び堺市教職員の勤勉手当に係る勤務成績区分の決定に関する規則の一部改正について 報告第7号 堺市いじめ重大事態調査委員会委員の委嘱について
その他の報告	①いじめ重大事態調査について(学校調査の終了報告) ②いじめ重大事態調査について(答申)
教育長	関百合子教育長
出席委員	河盛幹雄委員 宮本功委員 鈴木真由子委員 新谷奈津子委員 長田翼委員
事務局出席者	櫻田浩樹教育次長 富岡重幸教育監 伊藤修士教委総務部長 西尾朋章教委総務課長 森浦稔教職員人事部長 高山宗寛教職員人事課長 渡邊耕太学校教育部長 高橋康浩学校保健体育課長 江川玲子生徒指導課長 居谷達矢教育政策課長 森本恭明教育政策課課長補佐 楠本奈央子教育政策課企画係長
開会宣言	午後2時15分
関百合子教育長	これより、令和6年第6回教育委員会を開会します。 令和6年4月1日より新たに教育長に就任しました、関百合子です。 どうぞよろしくお願ひします。 教育長の就任に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定に基づき、令和6年4月1日付けで、河盛幹雄委員を教育長職務代理人に指名しましたので報告します。 それでは、令和6年第6回教育委員会を開会します。 本日は定例会です。 傍聴の申し出がありますので、会議規則第15条の規定により、傍聴を許可します。 次に、教育政策課課長補佐から、諸般の報告をします。
森本恭明教育政策課課長補佐	報告します。 本日の会議には、教育長及びすべての委員が出席されています。 また、事務局におきましては案件に係る理事者全員が出席しています。
関百合子教育長	これより、本日の会議を開きます。 先にお送りしました、令和6年第5回教育委員会議事録を承認することにご異議ございませんか。 ご異議なしと認めます。 よって、議事録は承認されました。
【案 件】	日程第1 報告第5号 堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正について
関百合子教育長	それでは日程に入ります。 日程第1 「報告第5号 堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正について」を、議題とします。 提案理由を説明してください。
【説 明】 西尾朋章教委総務	報告第5号 堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正について、説明します。

課長	<p>本件は、教育委員会の議決事項ですが、教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項に基づき、令和6年3月29日に教育長において臨時に代理しましたので報告し、承認を求めるものです。</p> <p>本件は、堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正をふまえ、教育委員会が任命する会計年度任用職員の基本報酬及び期末手当の規定について、市の他の会計年度任用職員との均衡を図るため、所要の改正を行うものです。</p> <p>改正内容は3点です。</p> <p>1点めは、勤勉手当に関する事項を定めるもの、</p> <p>2点めは、会計年度任用職員の期末手当に係る支給割合について、100分の130から100分の122.5とするもの、</p> <p>3点めは、その他規定の整備を行うものです。</p> <p>施行期日は令和6年4月1日です。</p> <p>説明は以上です。</p>
関百合子教育長	<p>説明が終わりました。</p> <p>本件について、ご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>ご意見、ご質問なしと認めます。</p> <p>本件については、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本件は、原案のとおり承認されました。</p>
【採 決】	承認
【案 件】	<p>日程第2</p> <p>報告第6号 堺市教職員の人事評価に関する規則及び堺市教職員の勤勉手当に係る勤務成績区分の決定に関する規則の一部改正について</p>
関百合子教育長	<p>次に、日程第2</p> <p>「報告第6号 堺市教職員の人事評価に関する規則及び堺市教職員の勤勉手当に係る勤務成績区分の決定に関する規則の一部改正について」を、議題とします。</p> <p>提案理由を説明してください。</p>
【説 明】 高山宗寛教職員人事課長	<p>報告第2号 堺市教職員の人事評価に関する規則及び堺市教職員の勤勉手当に係る勤務成績区分の決定に関する規則の一部改正について、説明します。</p> <p>本件は、教育委員会の議決事項ですが、教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項に基づき、令和6年3月29日に、教育長において臨時に代理しましたので、報告し、承認を求めるものです。</p> <p>本件は、教職員の人材育成及び適正な評価を実施するため、教職員人事評価の制度を見直し、また、地方自治法の一部改正を踏まえ会計年度任用職員に勤勉手当が支給されることに伴い、人事評価結果の勤勉手当への反映について見直すこととし、関係する規則について所要の改正を行うものです。</p> <p>改正の趣旨は4点あります。</p> <p>1点めは、総合勤務評価にあたり、服務規律の遵守の状況に鑑み総合的に評価することを規定上明確にするもの、</p> <p>2点めは、総合勤務評価の評語について5段階から6段階に改めるもの、</p> <p>3点めは、会計年度任用職員及び臨時的任用職員について人事評価結果を勤勉手当に反映するため、区分査定の対象とするとともに、それらの査定方法について規定するもの、</p> <p>4点めは、その他規定の整備を行うものです。</p> <p>施行期日は令和6年4月1日です。</p> <p>説明は以上です。</p>

関百合子教育長	説明が終わりました。 本件について、ご意見、ご質問はありませんか。 ご意見、ご質問なしと認めます。 本件については、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。 ご異議なしと認めます。 よって本件は、原案のとおり承認されました。
【採 決】	承認
【案 件】	日程第3 報告第7号 堺市いじめ重大事態調査委員会委員の委嘱について
関百合子教育長	次に、日程第3 「報告第7号 堺市いじめ重大事態調査委員会委員の委嘱について」を、議題とします。 提案理由を説明してください。
【説 明】 高橋康浩学校保健 体育課長	報告第7号 堺市いじめ重大事態調査委員会委員の委嘱について、説明します。 本件は、教育委員会の議決事項ですが、教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項に基づき、令和6年4月10日に、教育長において臨時に代理しましたので、報告し、承認を求めるものです。 堺市いじめ重大事態調査委員会委員として、13名の委員を委嘱していましたが、令和6年4月10日付けで、心理に関し専門的な知識及び経験を有する委員として、大阪人間科学大学助教で公認心理師である羽下 飛鳥（はげ あすか）委員を委嘱しました。 説明は以上です。
関百合子教育長	説明が終わりました。 本件について、ご意見、ご質問はありませんか。 ご意見、ご質問なしと認めます。 本件については、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。 ご異議なしと認めます。 よって本件は、原案のとおり承認されました。
【採 決】	承認
関百合子教育長	ここでお諮りします。 「その他の報告① いじめ重大事態調査について（学校調査の終了報告）」及び「その他の報告② いじめ重大事態調査について（答申）」は関係児童生徒等のプライバシー保護のため、秘密会とすることにご異議ありませんか。 ご異議なしと認めます。 それでは、これより秘密会となりますので、関係者以外の退席を求めます。
(その他の報告①～②は秘密会)	
【その他の報告①】	いじめ重大事態調査について（学校調査の終了報告）
関百合子教育長	次に、 「その他の報告①いじめ重大事態調査について（学校調査の終了報告）」を報告します。 詳細については、担当課長から説明します。
【説明（要旨）】 江川玲子生徒指導 課長	学校が主体で調査した、いじめ防止対策推進法第28条第1項のいじめ重大事態に関する調査結果報告書について報告するものです。

【その他の報告①】	いじめ重大事態調査について（答申）
関百合子教育長	次に、 「その他の報告②いじめ重大事態調査について（答申）」を報告します。 詳細については、担当課長から説明します。
【説明（要旨）】 江川玲子生徒指導 課長	教育委員会から堺市いじめ防止等対策推進委員会に諮問し、調査審議された、いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項のいじめ重大事態に関する答申内容について報告するものです。
閉 会 宣 言	午後 2 時 30 分
関百合子教育長	以上で、本定例会に付議されました案件は、全て議了しました。 これをもって、令和 6 年第 6 回教育委員会を閉会します。